

いわて教育旅行催行支援緊急対策支援金

物価高騰による価格転嫁が困難な教育旅行の受け入れに伴う負担を軽減するため、貸切バス事業者及び岩手県内の宿泊事業者に対して、次のとおり支援金を支給します。

対象事業

次の各号の全てに該当する事業とします。

- (1) 文部科学省が定める学習指導要領に基づき、学校の教育課程の一環として実施される「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」として行われる活動（修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、及びこれらに準じるものを含む。）であること
- (2) 岩手県内の宿泊施設で1泊以上の宿泊を伴う教育旅行であること

対象催行期間

令和7年9月30日(火)宿泊分から令和8年9月30日(水)宿泊分まで

支給対象者

対象となる教育旅行について、宿泊事業者、貸切バス事業者及び旅行者で構成された、旅行者を代表事業者とするコンソーシアムとします。

ただし、下記の各号のいずれかに該当する場合は、宿泊事業者又は貸切バス事業者とします。

- (1) 代表申請者である旅行者が不参加となることを確認した場合
- (2) 旅行者を介さない教育旅行
- (3) その他知事が必要と認める場合

支給申請期間

期間名	対象催行期間	申請区分	申請受付期間
1 【遡及分】	令和7年9月30日から 令和8年4月30日宿泊分まで	実績報告	令和8年5月1日から 令和8年6月30日まで
2 【遡及分】	令和8年5月1日から 令和8年5月31日宿泊分まで	実績報告	令和8年6月1日から 令和8年7月15日まで
3 【通常分】	令和8年6月1日から 令和8年7月31日宿泊分まで	支給申請	令和8年5月1日から 事業開始の日の14日前まで
		実績報告	事業完了の日の30日後まで
4 【通常分】	令和8年8月1日から 令和8年9月30日宿泊分まで	支給申請	令和8年7月1日から 事業開始の日の14日前まで
		実績報告	事業完了の日から30日後まで

※ 事業開始の日及び事業完了の日とは、支給対象事業の最初または最後の宿泊日をいう。

※ 申請受付期間において当該日が土日祝の場合は、前営業日までとする。

支給決定

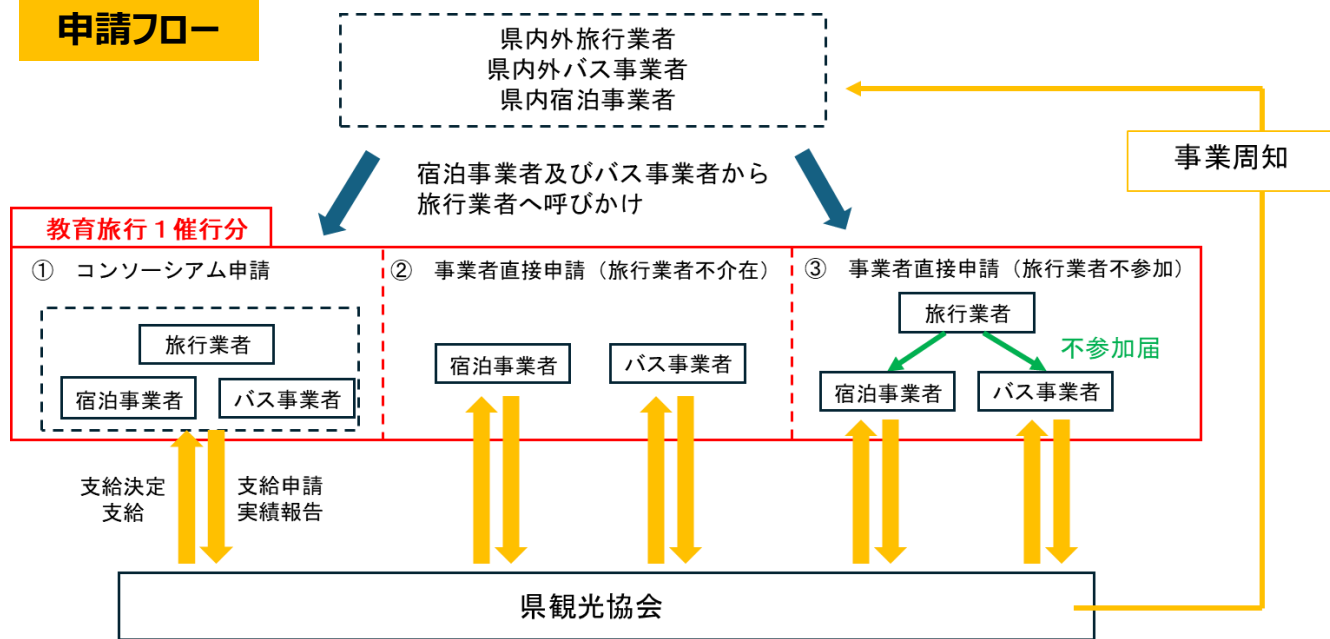
申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に支給決定を行います。

※ 申請書の受付が後順位申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上
不支給となる場合があります。

裏面もご覧ください

いわて教育旅行催行支援緊急対策支援金

申請フロー



支給金額

支援金は、次の金額のとおり支給します。

- 支給対象事業の実施に係る宿泊人数に対して、1人泊当たり1千円を乗じた額
 - 支給対象事業の実施に係る貸切バス台数に対して、貸切バスを使用した岩手県内での泊数に応じて、次の金額を乗じた額
 - ・ 3泊4日以上：50千円/台
 - ・ 2泊3日：40千円/台
 - ・ 1泊2日：30千円/台
- ※ コンソーシアムでの申請の場合、代表申請者は上記金額を共同申請者へ支払うものとし、支援金の支払いを証明する書類を実績報告の際に提出すること

申請書類の提出先及びお問合せ先等

- 提出方法
申請書類の持参、郵送又はメール
- 受付時間
午前9時から午後5時まで
- 提出先及びお問合せ先
住所：〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1（マリオス3階）
宛先：公益財団法人岩手県観光協会 緊急対策担当
電話：019-651-0626
FAX：019-651-0637
e-mail: syu-shi@iwatetabi.jp

支援金詳細

申請書類などの本支援金の詳細は、右記県HPよりご確認ください。

